

第九章 「外部経済」への挑戦

——「経済社会」的自覚の新次元——

「経済社会」全般の調和のとれた発展の実現に「社会的責任」を自覚した経済同友会は、時代の進展に応じて、ますます多くの分野にわたり、自らの問題意識を前進させていった。

この同友会の姿勢は、当然の方向として、「経済」の領域を超えて、社会各般の問題を視野におさめ、自らの研究対象として包摂させるに至ったのである。「大都市問題」がそうであり、「教育問題」がそうであった。しかも、それは「七〇年代」を迎えて、「経済成長」と「国民福祉」との矛盾が大きく露呈されるに及んでは、一層活発に、かつ壮大に展開されたのである。

ここでは、同友会のこの「経済」外における活動を、「外部経済への挑戦」として捉えた。具体的には、「ナ

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第九章 「外部経済」への挑戦

シヨナル・プロジェクトへのアプローチ、新しい資源政策、新しい森林・林業政策、社会資本の充実——などの提唱が、それに包含される。

これらの活動を通じて特徴的なことは、「経済」外のいかなる問題に対処しても、同友会はつねに「経営者」の立場から、よりよき経済社会の形成を目指し、がつちりと現実を踏まえて、合理的に対象に取り組むことをもって基本姿勢とともに、果敢な実践的意欲をもって、それに迫ったということである。

一 「ナショナル・プロジェクト」に提言

昭和四十三年七月に『わが国技術開発への提案』（既述）を発表した「技術開発推進委員会」（委員長・井深大幹事）は、その後も、技術開発の効率の評価の可能性、企業における研究開発のあり方などについて実態調査を進めてきたが、昭和四十四年度に入っては、さらに一步を進めて、個々の研究開発でなく、より大きなプロジェクトにおけるマネジメントを、研究の対象として取りあげることになった。

その方向における作業として、まず四十四年十月から、「東海道新幹線プロジェクト」についてのケース・スタディを開始した。

「委員会」はまず、島秀雄・元日本国有鉄道技師長から新幹線の成り立ち、概要について聞いた結果、「新幹線プロジェクトは結局、人間の問題である」という、非常に興味深い問題が提起された。そこで「委員会」は、この問題を一層追求して掘り下げるため、大石重成・元国鉄新幹線総局長、篠原武司・元鉄道技術研究所長から、そ

れぞれ、「新幹線推進過程におけるネックの組織的克服」「新幹線プロジェクトと技術開発」について聞き、さらには十河信二元国鉄総裁から、新幹線の歴史的背景、トップマネージャーのフィロソフィなどについて、実感にみちた話を聞いた。「委員会」は、これらのヒアリングを通じて、「組織という枠を超越した人間の働きの重要性」を、痛感させられたのであつた。

「委員会」は次のケース・スタディとして、当時世界における最大の「ナショナル・プロジェクト」とされたいたアメリカの「アポロ計画」を推進するNASA（米国航空宇宙局）を研究することになった。そのためには「技術開発調査団」が組織され、井深大技術開発推進委員長を団長とする次のメンバーで構成された。

〔団員〕 横木 茂男 神原 豊三 塩谷 二郎 高木 利夫 中川 充 牧野 昇
森田 正俊 山本 通隆

〔アドバイザー〕 笠井 章弘 松下 寛

一行は、四十五年五月二十七日にケープケネディに着き、約二週間にわたり現地を視察、この間に、ウェーブ元NASA長官のほかジョンソン元米大統領などとも会見して、「アポロ計画」における首脳部の技術開発に関する考え方および役割、米国政府の科学技術政策などについて意見を聞き、六月十三日現地で解散した。

井深団長は帰国後、六月十九日の幹事会で調査報告を行なったが、その中で、まず次の点を指摘した。

一、ケープケネディのスケールの大きさに驚かされ、非常に強烈な印象を受けた。
一、NASAの計画には軍事的目的ははずされており、国民や世界平和に役立つ研究開発のみを積極的に遂行している。

一 「ナショナル・プロジェクト」に提言

一、ケープケネディの運営が、ほとんど民間人によってなされている。

「訪米技術開発調査団」は昭和四十五年十月十七日、『ナショナル・プロジェクトへの提言』を発表、「今回のNASAの調査で得た教訓から、わが国でも将来行なわれるであろう大規模な国家的プロジェクトについて、留意すべき点を以下に提言する」と前置きして、次の諸点をあげた。

▽わが国にとって必要なナショナル・プロジェクトを厳しく選定し、全国民の参加を得るべきである。

「都市・交通・産業構造・教育など各分野で、内容は地味であるが、国が重点的に推進すべき問題が今日存在している。これらを厳しく選択し、重要度の順位づけを行ない、国民の参加を得られる具体的なプロジェクトとして呈示することが、政府の責任であると考える」

▽ナショナル・プロジェクトは、それが国の社会経済全般に及ぼす効果を考えて行なうべきである。

「それぞれの専門分野が孤立していては解決できない複雑な問題を、異なる領域の専門家の交流・協力で解決することによって、国全体の能力を高めてゆくことは、ナショナル・プロジェクトの遂行に当たって欠くことの出来ない要件である。同時に、ナショナル・プロジェクトの実施に際して、それが社会に幅広い影響力をを持つことを自覚して、科学技術を社会システムの中で正しく位置づけるという、いわゆるテクノロジー・アセスメントが必要となる」

▽ナショナル・プロジェクトの経営者は内外に対し、強力なリーダーシップを發揮できる人物を選任すべきである。

「ナショナル・プロジェクトが成功を収めるには、国民全体の長期にわたる合意と協力が必要であり、また、ともすれば官僚的となり、硬直化と非効率を招きやすい組織に、活力と柔軟性を持たせることが要求される。このために、プロジェクト指導者には強力なリーダーシップが必要である」

▽広く国内各機関の協力を得なければならない。

「わが国でナショナル・プロジェクトを行なう場合、中央・地方各行政機関の割拠主義がまず問題であり、また大学・学術会議などが批判や議論に熱心で、共同作業に対する意欲・能力が乏しく、また企業を含めてそれぞれが、自主性を尊重した共同作業のルールを知ろうとしないことが障害となっている。

役に立つことを素直に評価する社会通念を育て、民主主義の良さを生かした各界の協力体制をつくるために、産業界をはじめ各界の指導者は、積極的な行動を起こすべきである」

▽国際協力を積極的に推進することが必要である。

「これからの大規模なプロジェクトの実施に当たって、欠くことの出来ない重要な点の一つは、国際協力である。現行のわが国宇宙開発においても、自主技術開発のみにとらわれることなく、有効な場合には研究面でも作業面でも、外国との協力を進めるべきであろう。また今後行なうべきナショナル・プロジェクトには、環境問題のように、軍事的制約が少く、各国に共通したニーズのものが多いと予想され、国際協力の余地はさらに大きく、その有効性も一層高まると思われる。したがって、今後のわが国としては、広く国際社会の進歩と安定の観点に立って、国際協力の積極的な展開を図っていくべきものと考える」

二 転換期の資源政策路線

「七〇年代」は「資源問題」にとつても、一つの大きな転換期であった。それは資源消費量が多く、しかも国内にその賦存が少い日本にとって、とくに深刻に感じられたのである。

高成長の道を歩んできたわが国は、「七〇年代」初頭においては、ついに資源輸入量が世界第一の規模に達し、そのために、「資源問題」に対するわが国の対処の仕方が、世界の資源事情、とくに発展途上国の経済事情に大きな影響を与えるにいたった。また、先進工業国の中でも国内資源の比較的少い仏・独・伊の各国は、やはり原・燃料資源の安定的確保のために、海外資源の自力による開発に意欲を高め、それは日本との間に競合関係に陥るおそれを生じさせた。一方、資源供給側である発展途上国においては、経済自立の必要上、「民族の遺産」ともいうべき資源を、自国の利益のために最大限に活用しようという、意欲を高めつつあった。これらの国は、資源開発のための外国資本の導入は認めながらも、現地における加工度の上昇や、経済開発のためのインフラストラクチャの整備などを、先進工業国に対し強く要請した。いわゆる「資源ナショナリズム」が、「七〇年代」に入つて、急速に高揚したのである。

このような「転換期」を迎えて、日本の資源政策は高い立場からの再検討に迫られていた。経済同友会の「經營者」が、このような情勢下に「資源問題」を取り組んだのは、当然のことであった。そして、その基本的な姿勢は、資源開発における国際協力に重点を指向したのである。

(+) 「国際化」の中の資源開発

—国際的問題提起と「中間報告」—

経済同友会は昭和四十六年二月に『転換期に立つ資源政策』を提言する前に、二回にわたり「資源問題」に関する見解表明の機会を持った。即ち、四十五年十月の「第三回日独合同会議」で問題提起された「資源開発と国際協力」と、同年十一月十九日の幹事会に提示された「資源問題に関する中間報告」である。

石川六郎幹事を委員長とする「資源開発委員会」は、四十五年九月から本格的に「資源問題」に取り組み、約二ヵ月間の作業のうちに、前記二つの成果をおさめたのである。その間における「委員会」の基本的な問題意識は、こうであった。

「今日、日本経済の高度成長・産業の大型化に伴い、資源の対外依存度は急速に高まっている。また、日本経済の世界経済に占める地位の向上によって、国際社会における日本のより積極的な役割が期待され、資源政策においても、国際化あるいは世界政治経済の動向を踏まえた新しい展開が求められつつある」

「第三回日独合同会議」における「資源開発と国際協力」の問題提起は、既述の木川田一隆代表幹事による「基調演説」を受けて、石川六郎幹事によってなされた。

そこでは、まず次のような「資源開発の新しい理念」が設定された。

「各国は世界経済の発展の中で自国の利益を求めていかねばならないが、国際協力のもとに、産業面では国

第九章 「外部経済」への挑戦

際分業秩序を形成し、通商面では秩序ある貿易関係を確立することが必要である。このような各の国際分業と貿易秩序の上に立って、人類福祉増進のための共有財産として、資源の世界的有効活用を開拓するという理念のもとに、新しい国際資源開発体制を整えることが必要である」

次に、資源開発の「基本的方向」について、次の諸点があげられた。

一、資源開発を發展途上国の經濟開発に寄与させる方向

(1) 現地精鍊・精製を諸条件の整備と相まって逐次組み入れ、現地資本との提携・現地労働力の利用などを通じ、發展途上国の經濟發展の起動力とする。

(2) 發展途上国のインフラストラクチャ投資を含む地域經濟計画に、積極的な協力援助を行ない、それら計画の推進方策の一環として資源の開發活用を図る。

一、先進国間の資源獲得をめぐる緊張を緩和する方向に沿う資源開発体制の整備

(1) 世界各国と協力して、新しい秩序ある資源開発環境の整備に努める。

(2) 先進国は、產業の高加工度化、研究開発集約産業への移行など、産業構造高度化への転換を進め、發展途上国の工業發展の道を積極的に開く。

一、資源開発を通ずる東西交流によって、國際政治緊張の緩和と國際經濟交流の發展を図り、世界平和と世界經濟全体の發展を促進する。

そして、最後に次の提案がなされた。

一、資源保有国を含む各企業、もしくは関係機関の参加による國際的共同資源開発プロジェクトの推進

一、国際的資源開発の新しい秩序の形成を促進するための国際協力の場の検討

一、資源の有効活用のための「資源化技術」に関する国際協力の推進

この提案を討議した「合同会議」は、「共同声明」の中で、既述のように、「資源の有効利用への国際協力」を謳い、また「資源問題」のための常設委員会の設置が合意された旨をも記した。

木川田代表幹事は、十一月の幹事会で「日独合同会議」の成果について報告したが、その中で「資源問題」について、「資源の争奪戦を回避して、秩序ある資源開発を目指すべきであるという点では、共通の認識に達した」と述べた。

次に、「資源開発委員会」の「中間報告」の要点は、次の通りであった。

一、資源環境条件の認識

世界の資源需給関係に変化が生じ、資源の開発・確保をめぐって新たな国際的競合と緊張関係が見られはじめ、加えて、日本の資源開発についての環境条件の立遅れから、今日、わが国の資源開発は多くの困難に直面している。さらに、技術革新を要請するという資源環境も重要視しなければならない。

一、資源問題を考える立場

資源環境条件の認識に立って、資源政策は、(1)戦前のような自本国本位の資源獲得行動を排した世界的視野、(2)資源供給利用の可能性を拡大させるための長期的観点、(3)資源の探査・探鉱・開発・流通・加工・利用といった資源経済の各局面と、資源政策手段を、有機的・体系的に結びつける総合的立場から考える必要

二 転換期の資源政策路線

第九章 「外部経済」への挑戦

がある。また、資源政策においては、国際協調を重視すると同時に、資源経済の新たな展開を図るために技術開発を、基本とすべきである。

一、資源政策の検討すべき点

資源問題解決の国際協調のあり方、新たな資源供給・利用を可能にする技術開発の促進、各種資源獲得方式の最適な組合せによる資源開発の進め方、資源政策推進体制等が、今後の資源政策の検討すべき問題点である。また資源は、その獲得をめぐって利害対立を招きやすいので、資源開発における新しい行動様式の確立も、検討すべきである。

(二) 「総合的・体系的資源政策」を提言

同友会の「資源開発委員会」は、昭和四十五年十一月の幹事会に「中間報告」を提出して以来、資源政策的具体的課題と目標について、資源別・対象地域別に検討を進めた結果、成案を得たので、翌四十六年二月八日、「転換期に立つ資源政策」として提言を発表した。

この検討の過程においても、カナダ等の資源問題使節団の来日、OPEC（石油輸出国機構）の原油値上げ攻勢など、資源をめぐる国際情勢は、大きな進展をみせたのであった。

「提言」はまず、資源情勢における「転換期」の意味を、次のように捉えた。

一、資源をめぐる「南北問題」が、新たに登場した。資源を保有する多くの発展途上国は、自國経済開発のた

めに、その資源を活用したいとの要求を、急速に強めてきている。最近のOPECの動向は、これを最も端的に表しており、開発利権や原油価格の引上げから、産油制限にまで進む意向を明らかにし、さらには精製・輸送・販売部門への積極的進出を図りつつある。

一、インフレーションの世界的な進行は、発展途上国の工業製品輸入価格の上昇をもたらし、これに比して資源価格は不适当に低位にあるとする発展途上国の、価格引上げ要求が強まるに至っている。

一、先進国を中心とした世界経済規模の拡大によって、世界の資源需要は飛躍的に増大し、既存の国際資源企業をはじめ、資源消費国の国営会社などによる新規資源開発が、活発化しつつある。こうして資源獲得競争は、一層激化することとなつた。

このような情勢の変化は、「世界資源市場にかつてない競合と摩擦を生ぜしめ、このまま進めば、単に資源問題に止まらず、世界政治・経済の安定と発展にとって、きわめて憂慮すべき事態を招くおそれが少くない」との観点から、「提言」は、この局面を「世界の資源経済の大きな転換期」として、感じとつたのである。

この「転換期」に際して、わが国の資源政策も考え方直さなければならない。「提言」は、このように訴える。

「世界の資源流通量全体に占めるわが国のウエートの増大から、わが国資源政策・資源需給動向が各国に及ぼす影響は、きわめて大きい。わが国は、もはや自本国位の資源獲得を許されない情勢にある。わが国は資源消費国として自由世界第二位、資源輸入国として世界第一位にあるにも拘らず、その立場の利を生かしたバーニング・パワーは無きにひとしい。資源の安定的確保は、一層困難になつてゐるのである。わが国は、従来の資源調達方式と、それに基づく経済・産業発展方式を、根本的に再検討する必要に迫られている」

二 転換期の資源政策路線

このような問題意識を前提に、「提言」は、わが国資源政策の方向を、(1)国際協調による資源の安定供給確保、(2)国際分業体制への適応、(3)総合的・体系的資源政策の確立——の三つの路線において捉えた。

「総合的・体系的資源政策の確立」については、このように述べている。

「わが国資源問題の解決には、国際的・長期的観点からする産業構造の転換や、これと表裏の関係にある技術開発の促進が、きわめて重要である。のみならず、今日の資源問題は、高密度化の一層の進展、資源の消費・流通量の飛躍的増大などから、資源に関する情報収集・探鉱・開発はもとより加工・流通・利用から環境対策・立地対策等にいたるまで、幅広い関連を持つに至っている。したがって、今後の資源政策は、こうした関連を考慮し、総合的・体系的観点から策定、実施されることが、強く望まれるのである」

「提言」は最後に、この資源政策路線にそった主要方策を、次のように示した。

〔資源獲得手段の弾力的選択〕

今後の資源確保策は、従来の民族資本育成による自主開発中心主義を再検討し、単純輸入・融資買鉱等の各種資源確保手段の利点限界を、資源別・地域別に比較検討し、最も望ましい手段を弾力的に採用していくことが肝要である。資源開発に当たっては、国際コンソーシアムの結成など、国際共同開発プロジェクト方式を積極的に採用し、リスクの分散を図り、大規模開発を可能にするほか、技術・資金・労働力など各国の特性を活かした有効な協力体制を進めることが望まれる。また、資源の安定供給確保に大きく寄与する、わが国周辺の大陸棚の資源開発を、一層積極的に推進することが必要である。

〔国際資源調整会議の提唱〕

資源問題に対する国際協調がきわめて重要であるにも拘らず、今日これを国際的に討議する適切な場が存在しない。

われわれは先に「日独合同会議」で資源問題を討議し、「資源開発常設委員会」の創設に関して合意した。このような国際的協議・検討の場を、広く世界各国との間に求め、国際的資源経済の秩序形成の促進に関する国際的合意を、早急に取り付けるよう、わが国自らが努力することが望ましい。そのような合意を背景に、たとえば国連の場に、「国際資源調整会議」の創設を提案するなどの積極的資源外交を推進することが必要である。

〔資源産業の構造転換と技術開発促進〕

わが国内外の環境変化は、資源加工産業のあり方の転換を強く迫っている。

資源加工産業は、当面、従来のような需要想定と、これに立脚した供給計画や輸出増大策からの脱却が強く要請される。同時に、長期的には、国際的視野に立って、これまでの原油・鉱石の直接自国持込み方式や消費地精製主義など、供給のすべてを国内で賄う体制を逐次改め、中間地ならびに現地における精錬・精製・生産など、海外立地の展開を図っていくための条件整備が必要である。

技術開発を行うべき対象としては、資源消費効率の向上や原子力製鉄のような、新しい生産プロセスの開発等、生産技術ならびに資源の利用に関する技術開発、資源の代替性を増大する新資源の開発、大陸棚資源、低品位資源など未利用・未開発資源の経済化技術、環境問題の深刻・拡大化に対応した資源の良質化技術など

が、あげられる。とくに、当面エネルギー供給の大宗となる石油については、排煙・重油等脱硫技術の早急な開発が望まれ、またエネルギー問題の抜本的解決手段として期待される高速増殖炉の開発が急がれるので、これらの技術については国を挙げて、その開発対策を講じることが必要である。

この「提言」は、関係方面に大きな反響を呼んだ。二月十九日の幹事会で、この点について石川委員長は、次のように報告した。

「提言発表後、科学技術庁・外務省・通産省などから、提言の趣旨を政策立案に生かしたいとの意思表示があり、問題意識も指針も適切であつたとされている。」

今後、各界が資源問題の重要性をよく認識し、提言の趣旨を生かした資源政策路線を確立するよう、積極的に働きかけるとともに、関係各省庁などと逐次、懇談会を開催するなどによって、提言に述べた指針を、一層具体化に実効性あるものとするための活動を、進めていきたい」

「考えて、実行する同友会」は、「提言」の出し放してはすまなかつたのである。

(三) 「アラビア湾經濟使節団」の派遣

「資源開発委員会」が「提言」の成案作成に努めつつあった昭和四十六年一月十日から二月にかけて、經濟同友会は「生産性本部」など經濟三团体とともに「アラビア湾經濟使節団」を派遣した。使節団は同友会の中山素平幹事が団長となり、一行はサウジアラビア・クエート・アブダビ・イランなどの諸国を訪問し、各國政府なら

びに民間経済界の首脳と意見を交換した。

中山団長は帰国後、二月十九日の幹事会で、石油をめぐるOPECの動きを中心に、また、わが国の対応策のあり方について、次のように報告した。

▽アラビア湾諸国の現状

「使節団は、石油問題の専門家をはじめ、都市計画・医療・教育・運輸・通信等、多彩な分野の専門家によって構成されていたので、訪問先諸国では、企業活動と直結した使節団ではないということでの歓迎された。カタールでは都市計画について熱心に質問され、サウジアラビアでは医療面での日本の援助が要請されるなど、日本に対する中東諸国の期待は多面的で、大きなものがあった。

アラビア湾諸国は、石油を輸出することによって外貨を得ていているので、当面、資金面では心配はなく、むしろ技術・教育・医療等の援助を待望している。しかし、イランは他の諸国と異なり、工業・農業とともにかなり進んでおり、社会開発等にも力点を置いているため、資金不足が見受けられ、この面での援助を望んでいた。発展途上国への使節団は、多方面にわたる専門家で構成することが望ましいと実感した」

▽OPECの原油価格引上げ要求の背景

「OPECの原油価格引上げ要求は、基本的には、欧米資本のこれまでの搾取に対する反発から出ていると解釈するのが、正しいと考える。事実、OPECでは、メジャーが今回の値上げのすべてを消費国に転嫁すれば、再値上げを行なうという強硬な姿勢を見せていく。その他の理由としては、一九六〇年にOPECが結成されて以来、原油価格は一向に上がっていないのに、先進諸国の物価は毎年着実に上昇し、輸入工業製品の値

上がりで、発展途上国が先進工業国のインフレの被害を受けている、ということがあげられる。

また、年生産量に対する確認埋蔵量の比が、消費の著しい増大のために減少しているので、発展途上国では、貴重な石油資源を出来るだけ有利な条件で有効に使い、石油が枯渇しないうちに工業化を達成したいという気持を働かせてきていることも、原油価格引上げの大きな要因といえる』

▽今後の対策

「今後の石油政策をどのように展開していくべきかについては、資源開発委員会の今回の『提言』に尽きたといえよう。具体的な問題としては、今後わが国は、代表的な消費国としてメジャーとの価格交渉を控えているので、OPECによる再値上げを防ぐ意味でも、出来るだけわが国に有利な条件をもたらす努力を払ってもらいたい。交渉を有利に導くためには、発展途上国自らが、アップ・ストリームからダウン・ストリームにまで進出しようとする姿勢が見られるので、現地精製の要請に応え、あるいはペトロミン等の産油国国営会社から直接輸入を図るなど、発展途上国との結びつきを強めていくことが考えられよう。

しかし日本の石油精製業は外資系が多く、民族系でもメジャーに資金的な援助を仰いでいるので、強硬な態度に出ることが出来ず、いずれにしても価格引上げは避けられない。しかしながら、わが国としては、手を拱いてこれを傍観することなく、第一に、メジャーに対して主張すべきは主張し、第二に、産地精製等を推進して経済援助を深め、外交・貿易・金融等の結びつきを強めることによるOPECとの関係を固めて、これをもつて、メジャーの値上げ攻勢を極力抑えるような方策を講すべきだと考える。
なお値上がり分については、一部は関税の軽減によって、一部は価格引上げによって吸収することが考えら

れるが、基本的には、石油業界の体質改善・生産性向上の努力によって吸収されなければならない。

しかし、現行石油業法に基づく民族系育成政策、石油開発公団等による自主開発政策が、石油政策としては必ずしも効果を上げていらない現状を考慮すると、まず、石油業法を基盤とする現行政策の手直しが、必要であるといえよう。この問題をすりぬけて、税の軽減による安易な保護策をとることは、石油業界の体質をさらに悪化させる結果となろう」

この「中山報告」は、あたかも時を同じくして世に問われた『転換期に立つ資源政策』提言の必要性と妥当性を、現地で得た実感に即して証明したものであつたといえる。

三 「新しい森林政策」の確立へ

—「二十一世紀グリーン・プラン」構想と政策実現—

経済同友会は、新しい森林・林業政策を検討するため、昭和四十五年四月「森林資源開発問題懇談会」を設置した。メンバーは、代表世話人の水上達三幹事のほか、次の十四名によつて構成された。

石川 六郎 太田 剛 木川田一隆 河野 一之 郷司 浩平 進藤武左衛門
田中 文雄 朝長 厳 中山 素平 二宮 善基 平野 起 諸戸 民和
山下 静一 渡辺 伍良

三 「新しい森林政策」の確立へ

「懇談会」は、次のような高邁な目的をもって生まれたのである。

「わが国経済社会は、技術革新を軸として高度成長を遂げてきたが、反面、人口・産業等の大都市への一層の集中、大気汚染・水質汚染など公害問題の深刻化、無秩序な国土開発による自然の破壊などによって、人間性の回復、環境改善への諸要請が高まり、わが国の国土资源は、新たな観点から見直す必要に迫られている」即ち、このような国土资源観に立って、森林・林業政策を抜本的に再検討する必要性を感じたからである。

「懇談会」は四月二十八日、第一回会合を開き、田中敏文北海道造林技術センター会長から、「転機に立つわが國森林資源開発問題」について話を聞いたのを手始めに、研究活動を開始した。
活動は、まず精力的な実地踏査から始まった。

中山素平幹事を団長とする「第一次森林・林業現地調査団」は、八月十日から五日間、北海道の国有林野事業経営の実情を現地に視察した。一行は中山団長以下、田中文雄・諸戸民和・山下静一の懇談会員四名のほか専門家五名、それに松本守雄林野庁長官も同行した。

調査団は、道央の主要国有林をはじめ東京大学山部演習林・石井林業・阿寒国立公園・野幌自然休養林・王子製紙栗山林木育種研究所などを視察し、その成果に基づいて、九月二十四日「北海道現地調査報告書」をまとめた。「報告」は現地踏査で得た「一般的教訓」を、結論的に、次のようにまとめている。

一、人間の生活環境の充実と、環境を破壊するものの排除が、重大な国民的課題となってきたるので、森林・林業はいまや再認識されなければならない。

一、自然是積極的に開発されることによって、初めて本来の保護が生まれるのであって、この意味で、いわゆる自然休養林は、そのままで森林機能の發揮が行なわがたい。

一、天然林更新方式は、労働力不足下での林業施策の新しい方式であるが、これと人工林・皆伐方式との差異などを、科学的に実証する必要がある。

一、国有林野事業の改革は、その財政状態からして今がチャンスであり、環境問題としてのアプローチのもとに、大改革を進めることは、国民の合意を得やすいと考えられる。

一、森林と林業が果たしている役割——公益性と経済性の二面性について、もっと掘り下げた検討を行なうとともに、とくに対社会的に閉鎖された国有林野事業の改革に取り組むことが、緊要である。

一、無秩序な国土開発で自然環境が破壊された富士山麓をはじめ、民有林で放置されている箇所などの問題林や、民有林施業のモデルとなる経営体など、本州の森林・林業についても、現地調査を行なう必要がある。

この「報告」に示された意図に沿って、「懇談会」は、こんどは近畿地方の民有林を対象として、十一月九日から四日間、「第二次森林・林業現地調査団」を繰り出した。一行は水上達三幹事を団長に、前記の中山・諸戸の懇談会員二名のほか、専門家を加えて八名、別に林野庁幹部も同行した。視察先は、吉野林業・尾鷲林業・速見林業・諸戸林産グループ・川上村・大台ガ原・京都北山林業などであった。

調査団は帰京後直ちに「紀伊地方民有林現地調査報告」をまとめた。「報告」は前記の視察対象について実情を述べたあと、共通的印象として、次の諸点を指摘した。

一、現地調査の各地点において、森林組合関係者から、林業の窮状を開拓するための最大の施策として、組合

三 「新しい森林政策」の確立へ

第九章 「外部経済」への挑戦

の改組・強化および林業関連税制改正への要望があつた。

一、森林組合の改組・強化は、公益性を重視する現行森林法体系から離脱して、経済団体としての「林業協同組合」への脱皮を目指すもので、組合の財政的基盤の強化と、組合を中心とした大規模経営を狙つて、いる。その趣旨は、一応了解できる部分も多い。

一、しかし、一方では批判もある。即ち、(1)現在の森林組合はスリーピング・フォレスターとしてサロン化しており、大規模経営に対処し得る手腕と企業感覚を持つた人材が少い、(2)森林組合員の多くは農協構成員と重複しており、信用事業を含めた経済活動の拡充は、必ずしも組合の地盤低下を救うものとはならない、というのである。この点については、実態を踏まえた検討の必要性が痛感された。

一、現在の林業関連税制は、森林造成の超長期性・保続經營という特殊性に対する配慮に、いささか欠ける点があるようと思われ、それが、相続税支払いのための山アラシ林業、高伐期・高蓄積林業の圧迫を招来していることは事実である。このため、公益的資源保護の見地から、適切な特別措置を講ずる必要性があると感じられた。

「懇談会」は二回にわたる実地調査の成果と経験を踏まえ、さらに専門委員会（主査・田中敏文北海道造林技術センター会長）で具体的に検討の結果、昭和四十五年十二月十八日の幹事会に、「二十一世紀グリーン・プランへの構え」と題する「中間報告」を提出、了承を得て発表した。

「報告」は、「新しい森林・林業政策に関する研究における、われわれの基本的態度」として、次の諸点を強調

した。

一、今後、わが国経済社会は、ますます国際化・大型化・都市化への道を辿ることが予想され、この限られた国土資源条件の中で、豊かで快適な国民生活の条件の創出と、持続的な経済の発展を両立させることが重要な課題である。そのためには、限られた国土における生活環境と産業環境の問題、換言すれば、「人間と産業と自然との新たな係わり合いの問題」として、これに取り組むことが肝要であると思う。

一、とりわけ、国土面積の六八%を占める森林は、これまで経済成長に必要な木材など、林産物供給という経済機能を果たしてきたが、いまや水資源の涵養者として、大気・水の浄化装置として、また土壤の保全者として、さらには都市化社会における人間性回復の場として、その社会的ニーズはますます増大し、多角化している。

一、しかも森林は、それ自体完成された生態系であり、一旦それを破壊したら、その回復がきわめて困難な自然資源なのである。それにも拘らず、わが国森林は、無秩序な宅地造成・観光開発など外的要因のみならず、本来、森林の維持造成の担い手であるべき林業内部からも、その存立基盤を脅されつつある現状に対し、われわれは強い関心を抱かざるを得ない。

一、とくに、わが国最大の林業経営体である国有林事業においては成長量を上回る採伐の進行、また民有林經營においては山村過疎化による労働力不足、大量の外材輸入に伴う材価圧迫などを背景とした、造林意欲の低下が見られる。

一、このような事態に照らしてみれば、森林の維持・造成こそ、わが国経済社会の持続的かつ健全な発展のた

三 「新しい森林政策」の確立へ

第九章 「外部経済」への挑戦

めに必要かつ緊急な課題であることは明らかである。ところが、わが林業政策は、このような森林・林業をめぐる客観情勢の変化に対する基本的認識と、長期的展望に立った的確な対応に、著しく立ち遅れているのが、現状である。

一、われわれは、転機に立つわが国森林・林業問題の今日的重要性に鑑み、森林そのものを一種の社会資本として捉え、森林ならびに森林造成・維持の担い手である林業のあり方につき検討し、「新しい森林・林業政策の構想」を示すことによって、オピニオン・リーダーとしての役割を果たしていただきたい。

「中間報告」は、「重大な転換点」に立つ森林・林業政策について、「森林の持つ公益・経済両機能の新たな位置づけが明確になされ、それに基づいた政策目標の樹立が図られなければならない」との立場から、(1)森林の公益機能増進政策の展開、(2)林業の公益機能提供に対する社会的対価、(3)国有林野事業の経営刷新、(4)民有林經營のあり方——の四つの路線に沿う見解を示した。

「懇談会」は「中間報告」に示された政策路線の早期実現を図るため、林野庁はじめ関係各界に強力に働きかけた。その過程において、四十五年十二月二十四日、倉石忠雄農相の要請で、林業問題に関する私的諮問機関が設けられ、「懇談会」メンバーの水上達三・中山素平・田中文雄の同友会幹事に加えて西野嘉一郎幹事、木内信胤氏を加えた五名が、いずれも個人の資格で、これに参加した。この諮問機関は六カ月間存続したが、この間、国有林野事業のあり方をはじめ林業問題全般について、同友会と行政担当者との間に突込んだ意見が交換され、相互に啓発し合ったことは、有意義であった。

「懇談会」は、森林・林業問題の調査研究に着手してから一年半後の昭和四十六年十一月十日、『二十一世紀グリーン・プランへの構え——新しい森林政策確立への提言』を最終的にまとめ、同月十九日の幹事会に提案、了承を得て、二十四日に発表した。

「提言」は、「わが国森林・林業の現状と課題」および「二十一世紀グリーン・プランへの構え」の二部からなり、第一部は、いわば同友会による「森林・林業白書」であり、第二部は「政策提言」であった。

「政策提言」は冒頭で、新しい森林政策の方向について、このように述べた。

「わが国の森林政策は、戦前においては治山治水など国土保全を第一義とし、戦後においては国土保全はともかく、復興から経済成長に伴う木材の著しい需要増大を防ぐため、伐採量の増強を軸とする政策基調に立てていた。

しかしながら、今日、森林の持つ公益的機能の高度発揮への要請が高まり、一方、外材を自由に輸入できる客觀情勢にあるにも拘らず、わが国の森林政策は、依然として蓄積を無視し、見込成長量による過度の伐採など木材採取の政策基調にあり、このようなことでは、今後の新しい課題に応えることは出来ない。

このため、われわれは、わが国森林が来るべき二十一世紀への一つの国民共有の社会的資産となるためにも、森林政策を従来の「」とき政策基調から、森林の積極的造成の推進、即ち、蓄積を重視した政策に転換すべきであると考える」

「提言」はまず「基本的考え方」として、先の「中間報告」の線を一層掘り下げる、(1)森林造成による自然環

三 「新しい森林政策」の確立へ

第九章 「外部経済」への挑戦

境の保全、(2)森林の公益的機能と経済的機能の統一、(3)森林の公益的機能に対する社会的対価——を論じたのち、全文の骨格ともいべき具体的な森林政策の新方向を打ち出した。注目すべきことは、この「新方向」のうち「国有林野事業」の討議にあたり、「その経営刷新方策の具体化に当たっては、この際、現行制度の枠内における『改善』という域を超えて、思い切った『革新』をもつて臨むべきだ」という姿勢が確認されたことである。

掲げられた「政策の方向」の骨子は、次の通りである。

〔フロー重視主義からストック重視主義への転換〕

現行政策の見直しは、森林の持つ公益的機能と経済的機能の統一による健全な森林経営の確立が軸にならねばならない。換言すれば、従来の森林政策の理念である木材採取を中心とする「フロー重視主義」から蓄積を重視する「ストック重視主義」への、政策理念の転換にほかならない。これからの森林行政のあり方も、現行国有林野事業の経営革新方策も、こうした政策理念に基づいてなされることが、肝要である。

〔広域的森林計画の策定と新しい保安林制度の確立〕

「森林計画」の改定に当たっては、国土利用計画との調整のうえで、地域の自然条件に即応し、現在都道府県単位で策定されている森林計画を改め、たとえば一つの水系を計画の単位とするがとき、より広域的観点からの計画策定が必要となっていると考える。その計画の実施に当たっては、民有林所有者に対する規制に伴い、たとえば森林の造成に係わる代執行・買取り請求権の付与などが考慮されねばならない。

現行の保安林制度は、国土計画との有機的な関連に乏しく、今日の社会的諸要請にそぐわなくなっている。

このため、新たな観点からの森林の類型区分と、その制度化が、緊要な課題である。

新しい保全林は——都市環境林・水資源林・国土保全林・景観林・学術研究林の五区分とし、なかでも都市環境林は、わが国の都市化の進展に伴い、その設定・整備が急がれる。

〔民有林政策の方向〕

今後の民有林行政は、先に述べた広域的森林計画の中で、国の最終的責任を明らかにするとともに、民有林の零細性の克服を軸とし、それぞれの財産形成を尊重しながら、所有と経営の分離を促進することが、基本となろう。このためには、新しい事業体として、民間の企業努力や創意工夫を活かし得るような広域森林施設受託体の確立、森林組合の抜本的な改組・強化など、経営組織化対策が重視されねばならない。

同時に、これに即応した金融・税制措置、労働力の確保と訓練、市場・加工・流通対策など、各面にわたる強力な施策の展開が必要である。

〔現行国有林野事業の経営革新の方向〕

現行国有林野事業は、特別会計による独立採算制度維持のための過度の伐採、行政組織法等制度的要因に基づく業務分野の制約などのため、経営の自主性・彈力性・機動性に著しく欠けている。それらに加えて経営面においては、森林の公益的機能の増進を組み入れた森林管理会計制度の未確立をはじめ、短期ローーション人事・非能率な職種の固定化・過大な間接人員・直営直儲への固執・労政面における当事者能力の欠如など、多くの問題点を抱えている。

このため、現行林野行政ならびに国有林野事業経営の改革に当たり、「行政と経営の分離」を前提として、

三 「新しい森林政策」の確立へ

第九章 「外部経済」への挑戦

(1)行政面における計画ならびに管理機能の強化、(2)経営面における自主性・効率性の確保、の二点を軸とした制度・組織が、この際、求められねばならぬと考える。

この同友会の思い切った「政策提言」は、内外に大きな反響を巻き起こした。一方、「森林資源開発問題懇談会」では、水上達三代表世話人をはじめ中山素平・田中文雄の両幹事、山下静一専務理事らが中心となって、「提言」に盛られた構想実現に向かって、実践活動を展開していく。

まず昭和四十七年三月六日、新任の福田省一林野庁長官からの申入れで、同友会と林野庁幹部との懇談会が開かれた。同友会側からは、前記水上・中山・田中・西野の各幹事が出席し、「これから林政」全般にわたって、活発な意見が交換された。席上、福田長官は、「現在、国有林野事業は、国鉄・健保に次いで赤字が累積し、深刻な事態に直面している。森林行政と国有林野事業經營の両面とも、抜本的改革を行なうつもりであるが、経済界の支援・協力を期待したい」と述べ、同友会側はこれに対しても積極的協力の意向を表明した。

また「提言」発表後から四十七年一月にかけて、「懇談会」に特設された「専門委員会」メンバーは、林野庁の中枢部に働きかけて「提言」趣旨の浸透に努めた。四十七年二月に閣議了承された『林業白書』に盛られた政策の基調が、同友会の主張の線上にあつたことは、偶然ではない。

このような「提言」の政策的反映を期する一方で、水上代表世話人はじめ同友会幹部は、当時新たに国民的課題として盛りあがってきた「国土緑化推進」問題に取り組んだ。即ち、四十八年八月一日に発足した「財团法

人・日本緑化センター」の設立が、それである。「高密度社会において豊かな緑に蔽われた生活環境を創造していくことは、まさに二十一世紀日本の築城につながる文明史的課題にほかならない」——というのが、その掲げた理想であり、その線に沿う実践的活動が繰り広げられたのであった。

これより先、水上代表世話人は「緑化センター」設立に当たり、この問題に特別の理解を持つてゐる稻葉秀三日本情報開発協会理事長（同友会特別会員）を、有力な協力者として迎えたうえで、四十七年九月、足立篤郎農相と懇談したのを手始めに、翌四十八年一月には、宮脇朝男全国農協中央会長・三橋誠全国農協連合会長・井出一太郎全国森林組合連合会長などと意見を交換し、素志の実現を図った。その結果、経済界・農林業界および造園・建設業界にまたがる各界有志の合意が成立し、これに広く学識経験者の参加を得るとともに、農林省・林野庁はじめ関係省庁の積極的支援を取り付けることができたのである。

「日本緑化センター」は、国土緑化とくに環境緑化を進めていくための実践的推進機関で、「緑化」に関する総合的技術開発のほか、調査研究・情報の収集および提供、ならびに、その成果に基づく新技術の普及・指導等を、事業としている。

四 「社会资本充実」で緊急提言

——福祉向上と景気振興——

経済同友会は昭和四十六年八月の定例幹事会で「社会资本」の充実促進について見解を表明すべきであるとの

第九章 「外部経済」への挑戦

意向を固め、一ヶ月の精力的な作業ののち、十月十五日、『社会資本充実促進への提言』として発表した。

同友会が「社会資本」について、なかば緊急的に提言活動を行なったのには、二つの理由ないし動機があつた。一つは、「産業福祉社会」の建設のために、「社会資本」面における立ち遅れを是正しなければならない、という年来の主張に沿つたことである。もう一つの、より切迫した事情は、「景気対策」としての「社会資本」の思い切った投下が緊急に必要になつた、ということである。

昭和四十五年の後半に顕著になつた景気後退の様相を前にして、日銀は十月に金融引締めを解除し、政府もまた四十六年三月に公共事業等の施行促進を決定して、景気のテコ入れを積極的に展開する決意を明らかにした。その線に沿つて、六月から七月にかけて、財政投融資四千八百十億円の追加支出が決定され、同時に「総合景気対策」が打ち出された。同友会は、このような情勢に応じて、四十五年十月と翌四十六年三月の二回にわたり、企画調整委員会委員長である藤井丙午副代表幹事を中心に、建設省幹部との懇談会を開き、「社会資本」の遅れの緊急解消を促してきた。

政府・日銀の政策転換により、四十六年の春から夏にかけて、景気は微弱ながら底入れから回復への動きを見せはじめた。そこへ、八月十六日、ニクソン米大統領が総合的な経済政策を発表し、金ドル交換の一時停止、一〇〇%の輸入課徴金の暫定的賦課を、世界に向けて宣言したのであつた。いわゆる「ニクソン・ショック」で、対米輸出に依存することの大きいわが経済界は、忽ちにして不安感に襲われ、株価は大暴落を現出した。

国民福祉の向上のための「社会資本」の立ち遅れ解消を主張してきた同友会は、ここに緊急的な景気対策としても、「社会資本」の「効率的」な投入を、切実に望まなければならない事態となつたのである。

八月二十日の幹事会では、このような主体的、客観的な情勢下において、「公共経済部門の効率化ならびに、これに資すべき民間企業部門の役割」につき問題提起がなされ、討議が展開された。

まず、藤井副代表幹事から、次のような発言があった。

一、現在、景気対策として思い切った社会資本の投入と、その効果的な実施が期待されているが、この点については、政府首脳にも強く要請している。

一、当面の景気対策として、四八一〇億円の財政投融資の追加支出が行なわれているが、実体経済面の波及効果は現れていない。この消化については、先に大蔵・通産両省幹部と懇談会を開いたが、その際、(1)土地の取得に時間がかかる、(2)調査・設計に時間がかかるとともに、これらの要員が不足している、(3)公社・公団等の手持工事量が多く、仕事の消化能力がない——などの問題点が指摘された。

一、これに対し本会としては、財政投融資および公債発行による公共投資を強く要請し、また、それを実行する上においても、効率的な体制を考えてほしい旨を強調した。即ち、社会資本投下のメカニズムに内在する問題にメスを入れる必要のあることを指摘し、(1)政府は社会資本投資について基本政策的な基準を作成し、後は大幅に民間ディベロッパーなどのエネルギー性の実行力を活用すべきである、(2)政府と地方自治体の連携を調整する、(3)ネックである土地については思い切った対策を講じる——などを要請した。

これに対して、石川六郎・河野一之の両幹事から次の意見が述べられた。

一、社会資本投資を効率的にするには、政府は、(1)長期計画のもとに、社会資本整備の優先順位を設定する、

四 「社会資本充実」で緊急提言

第九章 「外部経済」への挑戦

(2) 行政機構を改善する、(3) 開発主体間の役割分担を明確にする、(4) ハードな面だけが社会資本であるとの認識を改める——ことが必要である。

一方、民間部門でも、社会資本充実のための体制を整備するとともに、最近の大規模開発プロジェクトに見られるような、企業エゴイズムにとらわれることなく、いかに安く効率的な努力ができるかというふうに、国民经济的見地からの協力体制を確立する必要がある。

一、概して政府機関は、予算がつくと新しい構想を考え、行政が拡大する方向が見られるが、現在の計画を完全に実施する方が、より重要だと思う。

一、社会資本投資は長期的計画に基づいて進める必要がある。好況の時には社会資本投資が犠牲にされるといった傾向は、是正されるべきである。

討議を終って、藤井副代表幹事は、この問題について、政府に対して緊急に提言することを諮り、全員の同意を得た。

同友会は直ちに「社会資本充実促進検討グループ」を設け、次のメンバーを指名、活動を開始した。

藤井 丙午(座長)	伊部恭之助	池浦喜三郎	石川 六郎	江戸 英雄	河合 良一
坂野 常隆	武田 健夫	千野 宜時	中田 乙一	福地 豊	

「検討グループ」は九月九日、第一回会合を開き、相沢英之大蔵省主計局長から、公共投資の支出状況ならびに社会資本充実をめぐる諸問題について、意見を聞いた。

九月十七日の第二回会合では、藤井座長から、「検討グループ」の研究方向が次のように示された。

一、社会資本投資のメカニズムを分析し、効率性の観点から問題点を抽出する。

二、社会資本投資における民間企業の果たす役割を検討するとともに、民間企業の対応策を考える。

一、景気に対する即効性という観点から、社会資本充実促進について、できるだけ具体的なプロジェクトを検討する。

席上、木川田代表幹事は、次のように発言した。

「経済審議会でも、現在の新経済社会発展計画における公債発行漸減の方針を、近く再検討することになっている。公共投資の促進問題に関して、予算の単年度主義の修正と、官庁主体の公共事業の民間部門への移行を実現することだけでも、相当の効果が上がると考える。検討グループの研究方向に沿って、早急に具体案を作成してもらいたい」

「検討グループ」は、特設の「ワーキング・グループ」を中心に前後十二回の会合を開き、その間、大蔵・建設・経企の各省庁関係省を招いて意見を聞いた。また、公団・事業団・関係企業などに出向き、実態の把握に努めた。その過程で、次のような基本的視角が固まった。

一、現在わが国では、民間資本と社会資本とのアンバランスの是正と、国際的な摩擦の解消が、大きな課題となっている。これらに処するには、成長パターンの転換をはかり、社会資本に対する投資の配分を厚くすることが必要である。当面の景気対策も、この方向で行なわれねばならない。

一、政策達成のために、社会資本投資が円滑かつ効率的に行なわれることが大前提であり、そのため、体制・法制の抜本的な整備・確立が成否の鍵となる。

四 「社会資本充実」で緊急提言

第九章 「外部経済」への挑戦

一、新しい体制づくりの基本は、(1)縦割り行政の是正、(2)技術開発体制の確立、(3)官民合同による新しい組織体制の確立、にある。

一、社会資本投資のプライオリティは、福祉国家建設の観点から、生活基盤関連の投資に向けられるべきである。

一、当面は、官民ともに体制づくりに着手するとともに、それと矛盾しない実行可能な事業を積極的に実施すべきである。

「検討グループ」は、十月十一日の会合で最終案をまとめ、同月十五日の幹事会に、「社会資本充実促進への提言」を提案、了承を得、発表した。同時に、政府・自民党など関係方面に直ちに送付、政策の実現を期した。また同日、幹事会の開会に先立って、「企画調整委員会」の藤井委員長以下が、鳩山威一郎次官はじめ大蔵省幹部と懇談、藤井委員長から、「社会資本の充実促進に勇断をもって当たれたい」と、力説した。

「提言」はまず、「経済環境の変化と社会資本の充実」について、問題意識を次のように設定した。

一、わが国経済は現在、昨年来の景気後退の続いている中で、国際通貨制度の動搖に遭遇し、不況の長期化は避けられない見通しが濃く、強力な総合景気対策の展開が急務となっている。

一、もともと、わが国経済は、これまでの重化学工業化と輸出振興を柱とする高度成長政策が、物的な豊かさを高めるとともに、産業の国際競争力を飛躍的に強化してきた反面、私的資本と社会資本のアンバランスから生活環境の悪化をひき起こすとともに、国際的な摩擦現象を生ぜしめており、内外にわたる経済運営の大

幅な転換なしには、今後の経済発展が困難になる、という事態を迎えてきた。

そこに今回の国際通貨不安のショックが加わり、わが国経済は、いよいよ重大な転機に直面するに至ったのである。

一、このように、わが国経済は、従来の輸出主導と高度経済成長を指向した成長パターンから、人間性豊かな高福祉社会建設を指向した成長パターンへ移行してゆくことが、大きな課題となっている。その基礎をなすものは社会資本の充実であり、今後、国全体の投資を社会資本部門重点に振り向けていくことが、必要である。

一、社会資本充実の方向としては、国民福祉向上の観点から、生活環境の深刻化に対処した災害の防止、公害防除、住宅、下水道をはじめとする環境整備を最優先としなければならない。これとともに、交通面の隘路打開のための投資、さらには、国土利用のあり方を再編成するための戦略的プロジェクトの実現などに、重点を置くことが必要である。当面の緊急課題である景気対策としての社会資本の充実も、こうした方向に即して促進されるべきである。

同友会の考える「社会資本の充実促進」は、広く国民经济的見地から、「国民福祉」優先の立場で、発想されたのであった。

「提言」は次に、「社会資本」充実のための「新しい体制の確立」を強調し、その方向を次のように指摘した。
〔行政部門の新システムの創設〕

行政部門では、豊かな社会の実現を期して、社会資本重点という新しい視点に立つ意欲的な国土計画を立案

することは勿論、これを総合的かつ効率的に実現するためには、現在の行政機構を改革し、新しい体制で臨むことが必要である。このため、従来から指摘されてきた縦割り行政機構からの脱却、整合性のとれた地域開発計画の立案、資金調達方式の改善、総合性と機動性に富んだ予算制度の確立、実施体制の合理化等を、この際断行し、すべての分野において体制を立て直すと同時に、土地問題等法制面でも、勇断をもった処置をとることを強く要請したい。

〔技術開発の強化〕

社会资本投資分野において、官民あげて技術開発体制を確立することが、緊急に必要である。とくに、基本プラン、システム設計等ソフトの分野から、工法・施工機械・材料面等ハードの分野まで、技術開発を積極的に展開できる体制を整備することが肝要である。また、各種のプロジェクトにおいて、民間委託を拡大するなど、民間の自主開発意欲を動機づけることも考えるべきである。

〔第三セクター等民間の積極的参画体制の確立〕

社会资本の量・質両面にわたる拡充を図るには、民間においても、社会资本分野に積極的に参画することが大切である。豊かな社会は、より高い公共サービスを要求し、これに伴つて収益性のある分野を拡大する。したがつて、民間ならびに民間主導第三セクターの参加し得る事業分野への途も、大きく開かれていく。同時に、政府も、より公共性の強い分野において、質の高い活動を積極化することが出来るようになる。

政府は、民間が社会资本充実に積極的に取り組めるよう、誘導政策を確立することを要請する。また民間においても、経営力は勿論、技術・資金等あらゆる面で、これに参画し得るような体制づくりを目指すべきであ

る。

「提言」は統いて、「社会資本充実促進への具体的対策」を掲げた。その柱のみを示すと、次の通りである。

- ▽ 計画策定体制の改善——①計画段階における総合性の発揮、②地域的プロジェクト計画の策定
 - ▽ 社会資本への重点投資の体制確立——①資金調達手段の整備、②ボリシー・ミックスによる社会資本投資の計画的推進、③プロジェクト別予算の導入
 - ▽ 社会資本投資の実施面での効率化——①設計・発注段階での効率化、②国と地方自治体の連携強化、③土地取得方法の検討
 - ▽ 民間企業の社会資本形成への参画——①社会開発産業育成のための基盤整備、②国・地方・企業一体の新事業体の設立
- 前記「具体的対策」の最後の項である「民間企業の参画」においては、次の諸点が指摘されている。
- 一、今後の社会資本への重点投資を行なっていくためには、国など公的部門の投資のみならず、民間企業の活用を図っていくことが肝要であり、社会開発産業ともいべきものが成立し得る方向にある。
- これらの動きとして、民間が中心となって進められつつあるものに、大規模住宅開発・工業基地開発・地域冷暖房・大規模レクリエーション施設などがある。これらの中で、広域的な開発プランに適合する民間プロジェクトに対しても、これが十分に機能し得るよう、国として関連公共施設の整備を行なうとともに、税制面、政府金融機関の融資面で、助成措置を講ずる必要がある。
- 一、このような方策は、これまでの重化学工業化政策・輸出振興政策などの重点政策にかわって、強力に推進
- 四 「社会資本充実」で緊急提言

第九章 「外部経済」への挑戦

すべきものと考えられる。同時に、これらの事業を行なう民間企業においては、公共の利益の確保・住民の利益との調整・利潤の適正化等、より厳しい社会的責任の遂行が要求されよう。

一、単に住宅のみならず、交通・教育・商業・公園をはじめ、生活環境施設を含めた新都市開発・大規模工業基地開発など、地域的プロジェクトを実施していくためには、社会資本投資に、行政主体としての地方自治体、広域的な開発計画主体としての国、さらには民間の技術力・創意工夫・経営力・資金を活かし、官民一体となって社会資本形成を行なう「第三セクター」の如き、新しい組織体制の拡充・強化を推進すべきである。このため、官民の役割の調整・責任体制・法制等の条件整備が必要である。

なお「提言」は最後に、「当面早急に実施すべき事業」として、次の諸事業をあげた。

一、遅れている災害復旧および災害防止事業の促進、教育施設の不足解消、整備・改築の促進、ゴミ・し尿処理施設、上下水道整備の促進が図られねばならない。

一、国民福祉の向上を図るため、老人・児童福祉・心身障害者福祉などをはじめとする社会福祉施設・医療施設の整備・拡充を期すべきである。

一、住宅問題解決のため、住宅建設五ヵ年計画の繰上げ促進を図るとともに、民間住宅の建設を促進するため、長期・低利の住宅ローンの拡充など、住宅金融の拡大を進める。また、中小企業の構造改善、公害・環境問題解決のため、中小企業の協業化・共同化を促進する中小企業団地の育成を図るべきである。

一、大都市交通緩和のため、地下鉄の建設促進、鉄道の複々線化・高架化、都市高速道路・東京湾湾岸道路等の建設促進、バス・ターミナルおよび立体駐車場の建設を図るべきである。

一、国土の有効利用の根幹をなす国土総貫自動車道の建設、新幹線鉄道の建設、青函トンネル・本四連絡橋の建設、関西国際空港の建設をはじめ主要空港の整備、拠点港湾の整備等が促進されることが重要である。

四 「社会資本充実」で緊急提言